

令和8年度高付加価値旅行者に影響力を持つメディア・団体等を対象とした  
伊勢志摩及び周辺地域におけるツアー企画等業務 業務委託仕様書

(1) 委託業務名

令和8年度高付加価値旅行者に影響力を持つメディア・団体等を対象とした伊勢志摩及び周辺地域におけるツアー企画等業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託業務の目的

観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり モデル観光地事業」において、令和5年3月28日に伊勢志摩及び周辺地域（以下「伊勢志摩地域」という。）がモデル観光地に選定され、令和5年度において、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構（以下「発注者」という。）が中心となり、伊勢志摩地域への高付加価値旅行者の誘客に向けた取組の方向性等について盛り込んだマスタープランを策定した。

令和7年度には、同旅行者を読者に持つ海外メディア（フリーライター等の記者を含む。以下同じ。）や旅行会社、同旅行者に影響力のある有識者・インフルエンサー等（以下「メディア等」という。）を招聘したファムトリップ・モニターツアー（以下「ツアー」という。）を実施し、伊勢志摩地域の魅力を海外に発信し地域の認知度の向上及び地域が有する価値への理解を深めるほか、メディア等が地域に対して感じた印象・課題等を聞き取った。

本業務では、昨年度に引き続き、発注者がメディアだけでなくコンシェルジュ協会等の同旅行者に影響力を持つ団体等を招聘しツアーを提供するに当たり、メディア等の特性に合わせたツアーの企画・調整・催行を行い、伊勢志摩地域のメディア掲載の獲得や同旅行者の誘客を推進させるものである。

(3) 履行期間

契約日から令和9年2月19日まで

(4) 委託上限金額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 委託業務の内容

① ツアーの企画・調整・催行等

発注者が指定するメディア等の招聘者を対象に、指定した時期にツアーを催行するため、次の（ア）乃至（エ）に掲げる業務を実施すること。

（ア）ツアーを催行する事前に、行程表やツアー関連経費の見積書等の関連資料を発注者に提出すること。受入調整（ツアーで訪問する施設、店舗、体験プログラム等の選定、候補地のリストアップ、訪問先との日程調整、費用交渉、及び受入可否の確認。必要に応じた現地視察の実施）

（イ）行程表、見積書作成（本事業の目的及び招聘するメディア等の特性を踏まえた魅力的なツアー行程案の策定）

（ウ）ツアー催行（ツアー全体の運営管理、招請者の送迎、宿泊・食事・ガイド・移動手段・コンテンツ等手配、緊急時の対応等）

（エ）各種調査（メディア等からのフィードバック、受入調整時の課題等）

なお、ツアーの催行回数等は、最大10回程度想定を想定し、1回当たり費用に海外渡航費は含まないこととする。また、滞在期間は伊勢志摩地域に1泊以上とし、1回当たりの招聘者は2名以上とする。なお、実施にあたっては発注者と協議の上決定

することとする。

② ツアー実施報告書（速報版）の作成

ツアー実施後1週間以内に、ツアー実施に係る報告書（速報版）を作成すること。  
記載内容は、概ね次の（ア）乃至（エ）とするが、（ア）乃至（エ）に記載のない事項を含め詳細内容は、発注者と協議すること。

（ア）行程：実施されたツアーの最終行程表（実績）

（イ）参加者：招聘者の詳細情報（氏名、国籍、所属、専門分野、SNS フォロワー数等）

（ウ）成果：招請者からのフィードバック（評価点、改善提案、ポジティブな意見、ネガティブな意見等）

（エ）その他総評：ツアー実施における成功要因、課題点、今後の改善提案、高付加

③ 実施計画書及び業務報告書の作成

- ・ 契約締結後2週間以内に、「①」の実施計画書を作成し、発注者に対して提出と概要の説明を実施すること。
- ・ 履行期間末日までに、「①」の実施結果及び成果をまとめた業務報告書を作成し、発注者に対して提出と概要の説明を実施すること。

(6) 財産及び著作権

本業務によって取得した一切の財産・著作権は観光庁に属するものとする。成果品等に、受託者の有する知的財産権（著作権、技術、情報等を含む。）が含まれる場合、権利は受託者に留保されるが、発注者は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

原則、本業務によって取得した情報及び資産は、第三者による二次利用をしないこととするが、本事業は観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」を財源としているため、その成果は観光庁に開示する義務がある。

(7) 成果品及び提出期限

次の成果品を、履行期間末日までに発注者へ納入するものとする。

- ① 業務報告書（校了済 PDF 及び Microsoft データ等二次加工可能なもの） 一部
- ② その他業務で作成した資料（校了済 PDF 及び Microsoft データ等二次加工可能なもの） 一式

※電子データは、Microsoft Windows 11 上で表示可能なものとする。

(8) 支払の方法

契約代金の支払いに関しては、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」事務局（以下、「事務局」という。）を通じて支払われるものとする。支払時期は発注者及び事務局と協議の上、調整を行う。

別途、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 事業の手引き」を参照の上、必要帳票等を整理すること。

(9) その他

本仕様書に定めのない事項が生じた場合及び疑義が生じた場合は、その都度発注者及び受注者が協議し定めるものとする。

その他委託内容に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が相談を行い決定する。